

令和2年分確定申告の申告・納付期限延長について

国税庁では、新型インフルエンザ等対策措置法に基づく緊急事態宣言の期間が、令和2年分所得税の確定申告期間と重なったことを踏まえ、十分な申告期間を確保して確定申告会場の混雑回避の徹底を図る観点から、申告所得税（及び復興特別所得税）、贈与税及び個人事業者の消費税（及び地方消費税）の申告期限・納付期限について、全国一律で令和3年4月15日（木）まで延長となりました。

なお、3月16日（火）以降、所得税・消費税確定申告書の作成会場は弘前税務署になります。
お問合せ先：弘前税務署個人第一部門

電話 32-0331（自動音声で

ご案内します。）

< 経営一課 >